

東部クリーンセンター不燃物処理業務委託
(単価契約)

仕 様 書

令和8年度

岡 山 市

第1章 総則

1 適用

本仕様書は、岡山市（以下「本市」という。）が発注する「東部クリーンセンター不燃物処理業務委託（単価契約）」に適用する。

2 業務の目的

本業務は、東部クリーンセンターで発生した不燃物を「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成4年7月3日厚生省告示第194号）の二のイ、ロ又はホの方法（以下「環境大臣が定める方法」という。）により、安全性を確保しつつ効果的かつ適切に再生し、不燃物の再資源化を行うことを目的とする。

3 委託名

東部クリーンセンター不燃物処理業務委託（単価契約）

4 履行場所

東部クリーンセンター（岡山市東区西大寺新地 453 番地 5）

5 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

第2章 一般事項

1 業務の範囲

本業務の範囲は、本仕様書に掲げる不燃物の運搬、環境大臣が定める方法による不燃物の再生及び再資源化（処理不適物の処理を含む）（以下「不燃物の再資源化」という。）とする。

なお、本仕様書は、本業務に係る基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、業務目的達成のために当然必要と思われる事項については、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ受託者の責任において、誠実にこれを履行するものとする。

2 不燃物の性状及び取り扱い

本業務に係る不燃物は、一般廃棄物（一部産業廃棄物を含む）を焼却処理したときに発生する燃え殻で、一般廃棄物として取り扱うものとする。

その性状は、「別添資料1」のとおりであるが、一定ではないため参考値とする。

3 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）のほか、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法、貨物輸送取扱事業法、道路運送法等の輸送に関する諸法令、施行令、通達等を遵守するものとする。

また、関係機関より各法令に基づく改善命令・措置命令等の指導を受けた場合は、速やかに対応するとともに、内容等を書面により遅滞なく本市に通知するものとする。

4 業務内容

受託者は、東部クリーンセンターから再資源化施設まで不燃物を適切に運搬するとともに、不燃物の再資源化を行うこと。各業務の詳細を以下に示す。

(1) 収集運搬業務

東部クリーンセンターから発生した不燃物を再資源化施設まで運搬すること。不燃物の運搬は、水密構造天蓋付ダンプ車又は専用コンテナ（以下「水密構造天蓋付ダンプ車等」という。）により行うこと。

なお、東部クリーンセンターの不燃物バンカから水密構造ダンプ車等への積込み操作は岡山市の職員又は岡山市が委託した作業員が実施する。

(2) 再資源化業務

搬入された不燃物を環境大臣が定める方法により再資源化を行うこと。処理不適物の処理を含むものとする。再資源化は、廃棄物処理法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設設置許可を有する施設において行うこと。

5 搬出計画

不燃物の搬出日時については、事前に本市と十分協議し、東部クリーンセンターの運転計画を反映したものとするとともに、運転管理に支障をきたさないよう必要に応じて土曜日、日曜日及び祝祭日等の搬出も考慮したものとする。なお、搬出時間は、原則として「第3章 特記事項 3」のとおりとするが、別途協議することができるものとする。また、搬出作業に当たっては、本市運転管理員との連絡を密にし、安全対策には特に留意するものとする。

6 再委託の禁止

受託者は、廃棄物の収集若しくは運搬並びに再資源化業務を他人に委託してはならない。ただし、非常災害時、又は重大な事故の発生時に本委託業務の適正な履行が困難と認められる場合、速やかにその旨を書面にて本市へ報告し、本市と協議を行うこと。

7 緊急事態発生時の対応

(1) 受託者は、運搬について、関係法令・法規等の遵守はもとより交通事故防止に努

めるものとする。このため、交通事故防止を目的として、自動車の整備、交通安全啓発活動等を積極的に実施するものとする。

- (2) 受託者は、設備機器等の重大な事故・故障により、再資源化処理が長期間不能となる場合に備え、バックアップ体制を整えておくものとする。また、再資源化施設の修理・点検等により、一時的に処理を中断する場合には、本市にその旨を事前に書面をもって通知するものとする。運搬についても同様に対応するものとし、本市焼却施設の運営に支障が生じないようにするものとする。
- (3) 受託者は、緊急事態発生時においては、その内容及び対応措置についての報告書を速やかに市に提出し、承諾を得るものとする。
- (4) 受託者は、万が一の交通事故発生時においては、前号同様速やかに報告を行うとともに、第三者に損害を及ぼしたときは、損害に対して十分な措置を行うものとする。また、これらの損害賠償等は、自動車損害賠償保障法等に準拠して、誠意をもって当たるものとし、すべて受託者の責に負うものとする。ただし、事故原因が本市の責に帰すべき事由により生じた場合にはこの限りではない。

8 損害賠償の責任

受託者の責任により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を賠償するものとする。

9 秘密等の保持

受託者は、業務の履行上知り得た情報等については、守秘義務を負うものとする。

10 調査に対する協力

本市は受託者の業務内容について、随時、運搬及び再資源化の状況を調査することができるものとする。本市が要求する部分について、受託者はこれに協力するものとする。

11 運搬・処理数量の確認

業務委託量は、受託者の再資源化に係る事業場内における計量所にて計量した重量(トン)により確認するものとする。なお、有効数字は小数点以下第2位までとする。

12 業務の報告

受託者は、毎月月初めに前月分の本業務の実績を取りまとめて、本市に速やかに委託報告書を提出するものとする。

本市は、本業務に関連して必要があるときは、本業務の状況を調査し、受託者に対して報告を求めることができるものとする。

13 提出書類

受託者は、本業務において次の関係書類をA4判にて提出するものとする。

(1) 委託業務着手時に提出する書類

- ①委託業務着手届
- ②業務責任者届
- ③委託作業表
- ④一般廃棄物処理施設設置許可証（写し）

変更等があった場合には、速やかに本市に報告するとともに、変更等後の許可証の写しを提出すること。

⑤業務実施計画書

- ア 再資源化フロー図
- イ 処理設備概要（機器能力の記載されているもの）
- ウ 業務分担表
- エ 運搬・処理計画
- オ 処理施設等のバックアップ体制
- カ 作業員名簿
- キ 施工連絡体制表（緊急事態発生時を含む）
- ク 収集運搬車両の番号及び構造図
- ケ 運搬経路図
- コ その他関係書類

(2) 委託期間中に提出する書類

完了通知書（月毎）

(3) 委託業務完了時に提出する書類

- ア 委託業務完了届
- イ 委託写真帳

(4) その他監督員の指示による必要な書類

14 疑義に対する協議等

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈及び業務の遂行に当たり不明な事項については、本市と受託者で協議のうえこれを定めるものとする。

15 委託料の支払について

本業務委託における契約は数量未確定のため単価契約により行う。委託料は、各月毎に、請求があった日から30日以内に支払うものとし、詳細は、当該契約書によるものとする。

第3章 特記事項

1 焼却施設(東部クリーンセンター)の概要

- ① 所在地 岡山市東区西大寺新地 453 番地 5
- ② 炉形式 全連続燃焼式焼却炉 (流動床式)
- ③ 処理能力 450 t / 日 (150 t / 24h × 3 基)
- ④ 竣工 平成 13 年 7 月 31 日

2 不燃物運搬・処理予定数量

不燃物運搬・処理予定数量：500 t 以内

3 不燃物の搬出・運搬業務

- ① 運搬方法
 - ・ 焼却棟不燃物バンカ (容量：10m³、FL+3,300mm) より、水密構造天蓋付ダンプ車等にて運搬する。
- ② 搬出制限
 - ・ 搬出時間 8:30～15:00
- ③ 運転操作等
 - ・ 積み込み作業は、本市が行う。
- ④ 搬出経路
 - ・ 東部クリーンセンター内および周辺の搬出経路は、図面を参照すること。